

事 務 連 絡
平成22年4月7日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護サービス関係Q & A集の送付について

介護保険の運用に関するQ & Aについては、体系的な整理が十分でなかったこともあり、その整理についてご要望をいただいておりますが、今般、別添のとおり整理を行い、各都道府県・指定都市・中核市あて案内をいたしましたので、ご連絡いたします。

これまでに発出された「人員・設備及び運営基準」や「報酬算定基準」に関するQ & Aをまとめ、サービス種別毎に分類等を行っておりますので、業務のご参考としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

写

事務連絡
平成22年4月7日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局
総務課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

介護サービス関係Q&A集の送付について

介護保険の運用に関するQ&Aについては、これまで介護保険最新情報等によりお示ししているところでありますが、体系的な整理が十分でなかったこともあり、その整理についてご要望をいただいていたところでもあります。

そのため、これまで文書により発出した「人員・設備及び運営基準」や「報酬算定基準」に関するQ&Aをまとめ、サービス種別毎に分類等を行い「介護サービス関係Q&A集」として整理することといたしました。

各自治体におかれましては、介護保険制度の運営に際し、ご活用いただきますようよろしくお願い致します。

なお、各都道府県においては、管内市町村にもご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「介護サービス関係Q & A集」について

1 対象範囲

- 本Q & A集に掲載しているQ & Aの範囲は、以下のとおりである。
 - ・ 「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」の解釈に関するもの
 - ・ 制度発足時から平成21年12月までに、介護保険最新情報や全国会議資料により文書として示しているもの

※ 対象とした文書一覧については、別添「掲載文書一覧」を参照

2 整理・分類内容

- 掲載対象Q & Aについては、以下のとおり整理・分類を行っている。
 - (1) 文書発出後の制度改正等により、修正が必要なものは適宜修正するとともに、不要になったものについては削除。
 - (2) 検索等を行うため、下記の事項毎に分類
 - ① サービス種別 (別紙「サービス種類別分類・基準種別分類一覧」参照)
 - ・ 該当するサービス毎に分類
 - ・ サービス全般に共通しているQ & Aについては、「〇〇サービス共通」として整理
 - ② 基準種別 (別紙「サービス種類別分類・基準種別分類一覧」参照)
 - ・ Q & Aの内容に応じて、「人員基準」「設備基準」「運営基準」「介護報酬」「その他」に分類
 - ③ 項目別
 - ・ Q & Aの内容に応じたキーワードを記載
(例) 「特別地域加算」、「通院等乗降介助」など
 - (3) Q & Aの発出された時期や文書名等について記載
 - (例) 平成15年5月30日 事務連絡 「介護報酬に係るQ & A」
問17 特別地域加算を意図的に請求しないことは可能か
 - Q & Aの発出時期、文書番号等
→ 「15. 5. 30 事務連絡 介護報酬にかかるQ & A」
 - 番号
→ 「17」

サービス種別・基準種別毎に分類
(各サービスに共通するQ & Aについては、「居宅サービス共通」等と記載)

Q & Aの発出時期・文書名等を記載

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号	
199	11 訪問介護事業	4 報酬	特別地域加算	特別地域加算を数値的に請求しないことは可能か。	加算の届出を行っている場合において、利用者負担の軽減を図る趣旨であれば、加算を請求しないことにより対応するのではなく、介護給付費の割引率を都道府県に登録することが原則である。ただし、利用者の居宅が特別地域外に所在するなど特別な事情がある場合には、利用者負担の軽減を図るために、当該利用者について特別地域加算を数値的に請求しないことができる。	15.5.30 事務連絡 介護報酬に係るQ&A	17
199	11 訪問介護事業	3 運営	通院等乗降介助	「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する事業者の体制等に係る届出について	「通院等」の内容の「乗車又は降車の介助」は、その必要時期に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できるとされているが、これは「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する事業者を前提としていることから、この場合も、新たに体制等の届出を行う必要がある。	15.5.30 事務連絡 介護報酬に係るQ&A	18

加算の名称など、Q & Aを検索する際の参考となる文言を記載

3 留意点

- Q & Aについては、各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な運用方法を規定したものであるもので、制度の運用にあたっては、必ず、前提となる各種法令等の内容を十分に確認の上、活用されたい。
- 「サービス種別」や「基準種別」毎の分類については、主に該当する事項について便宜的に区分をしている。したがって、「人員基準」にも「報酬関係」にも該当する場合であっても、どちらか一方に分類をしているため、検索をする際には、関連する分類についても、必要に応じて確認されたい。
- 本Q & A集においては、発出時のQ & Aには掲載されていた様式や解説図表について省略しているものがある。回答部分に「別紙省略」等の記載がある場合については、Q & Aの発出時期・文書名等を参考に、発出時のQ & Aを確認されたい。
- 個々のQ & Aについて疑義等がある場合については、各サービスの担当課あて照会されたい。

【別紙】 サービス種別分類・基準種別分類 一覧

① サービス種別

01 全サービス共通	21 福祉用具貸与事業
02 居宅サービス共通	22 特定福祉用具販売事業
03 施設サービス共通	23 居宅介護支援事業
04 地域密着型サービス共通	24 介護老人福祉施設
11 訪問介護事業	25 介護老人保健施設
12 訪問入浴介護事業	26 介護療養型医療施設
13 訪問看護事業	27 住宅改修
14 訪問リハビリテーション事業	40 夜間対応型訪問介護事業
15 居宅療養管理指導事業	41 認知症対応型通所介護事業
16 通所介護事業	42 小規模多機能型居宅介護事業
17 通所リハビリテーション事業	43 認知症対応型共同生活介護事業
18 短期入所生活介護事業	44 地域密着型特定施設入居者生活介護事業
19 短期入所療養介護事業	45 地域密着型介護老人福祉施設
20 特定施設入居者生活介護事業	

② 基準種別

1 人員	4 報酬
2 設備	5 その他
3 運営	